

石川県庁舎展望ロビー利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県庁舎展望ロビーの施設を利用する場合の基本事項を定めるものとする。

(利用施設)

第2条 利用できる施設は、展望ロビー交流コーナー及び展示スペース、壁面展示スペースとする。
(以下、「施設」という。)

(利用者の範囲)

第3条 施設を利用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。但し、個人での利用は認めないものとする。

- (1) 国及び地方公共団体、小中高等学校、幼稚園 公的機関 等
- (2) NPO (NPO 法人、ボランティア団体及び市民活動団体) 等
- (3) 文化活動団体、文化サークル 等
- (4) その他管財課長が適当と認める者

(利用期間)

第4条 利用日は、年末の閉庁日(12月29日、30日、31日)を除く毎日とし、1回当たりの利用期間は概ね2週間以内とする。ただし、管財課長が認めた場合はこれを延長することができる。

(利用時間)

第5条 利用時間は、4月から12月の平日は午前10時から午後8時まで、1月から3月の平日は午前10時から午後7時まで、休日は通年で午前10時から午後8時までとする。

(利用料)

第6条 利用料は無料とする。

(利用申込み)

第7条 利用の承認を受けようとする者は、別紙様式1の利用申込書を管財課長に提出するものとし、受付は、原則として利用しようとする日の1年前からとする。

(利用承認の条件)

第8条 利用に当たっては、次の各号のいずれにも該当するものについて承認することができる。

- (1) 利用内容が公序良俗に反せず、一般来庁者の利用や公務の妨げにならないこと。
- (2) 利用内容が宗教的、政治的活動及び営利を目的とした活動に当たらないこと。
- (3) その他利用内容が庁舎管理上支障のある行為に当たらないこと。

(利用承認の可否通知)

第9条 管財課長は、利用承認の可否について、申込者に回答するものとし、利用承認する場合は、別紙様式2の利用承認書により申込者に通知するものとする。

(利用承認の取消し)

第10条 管財課長は、次のいずれかの一に該当する場合は、利用承認を取消することができるものとする。

- (1) 利用申込書に虚偽があったとき、又は不正な手段によって利用承認を受けたとき。
- (2) 承認内容に相違した行為をし、又は承認条件に違反したとき。
- (3) 公務の都合上、施設を使用する必要が生じたとき。

(事故責任の所在)

第11条 この利用規程に基づく利用に伴う事故責任は、利用者にあるものとする。また、利用期間中の展示物等の管理は利用者が行うものとし、展示物等に損害が生じても、県は賠償責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、施設、備付物品等を損傷し、若しくは滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、利用の承認に関し必要な事項は、別途定めることとする。

(附則)

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。